

議案第5号

みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 2月28日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、国の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領の改正に伴い、みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例

みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例（平成27年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「100人槽」を「200人槽」に改める。

別表第1中「100人槽」を「200人槽」に改める。

別表第2（イ）業務用使用料（月額）を次のように改める。

- ① 業務使用料は、甲表左欄の用途別に同表右欄の算定式により算出した数を乙表左欄の人数とし、同表右欄の当該人数について定められた使用料の額とする。ただし、甲表右欄算定式により算定した数が、類似施設と比し明らかに実態と相違すると判断される場合は、その限りではない。
- ② 甲表左欄に掲げる用途別以外については、「建物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。

別表第2乙表中「51人～100人」の次行に次のように加える。

101人～200人	17,000
-----------	--------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

みやき町浄化槽整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 浄化槽 し尿と併せて雑排水を処理するもののうち、し尿及び雑排水（以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に処理するものであって、町が設置（個人が設置した浄化槽で、町に寄附申出を行い、町が承認したものを含む。）する<u>200人槽</u>までのものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人槽区分</th> <th style="text-align: center;">分担金（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51人～<u>200人槽</u></td> <td style="text-align: center;">町長が別に定める金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>(ア) 一般家庭使用料（月額）</p> <p style="padding-left: 40px;">一般家庭使用料は、世帯割と世帯員数割の合算額とする。</p> <p>(略)</p>	人槽区分	分担金（円）	(略)		51人～ <u>200人槽</u>	町長が別に定める金額	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 浄化槽 し尿と併せて雑排水を処理するもののうち、し尿及び雑排水（以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に処理するものであって、町が設置（個人が設置した浄化槽で、町に寄附申出を行い、町が承認したものを含む。）する<u>100人槽</u>までのものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人槽区分</th> <th style="text-align: center;">分担金（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51人～<u>100人槽</u></td> <td style="text-align: center;">町長が別に定める金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>(ア) 一般家庭使用料（月額）</p> <p style="padding-left: 40px;">一般家庭使用料は、世帯割と世帯員数割の合算額とする。</p> <p>(略)</p>	人槽区分	分担金（円）	(略)		51人～ <u>100人槽</u>	町長が別に定める金額
人槽区分	分担金（円）												
(略)													
51人～ <u>200人槽</u>	町長が別に定める金額												
人槽区分	分担金（円）												
(略)													
51人～ <u>100人槽</u>	町長が別に定める金額												

(イ) 業務用使用料 (月額)

① 業務使用料は、甲表左欄の用途別に同表右欄の算定式により算出した数を乙表左欄の人数とし、同表右欄の当該人数について定められた使用料の額とする。ただし、甲表右欄算定式により算定した数が、類似施設と比し明らかに実態と相違すると判断される場合は、その限りではない。

② 甲表左欄に掲げる用途別以外については、「建物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。

甲表

(略)

乙表

人数	使用料 (円)
(略)	
51人～100人	9,000
101人～200人	17,000

(ウ) 一般家庭と業務用の併設の場合は、それぞれに算定した使用料を合算する。

(エ) 地区公民館使用料 (月額)

(略)

(イ) 業務用使用料 (月額)

業務用使用料は、甲表左欄の用途別に同表右欄の算定式により算出した数を乙表左欄の人数とし、同表右欄の当該人数について定められた使用料の額とする。ただし、甲表に掲げる用途以外については、「建物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。

甲表

(略)

乙表

人数	使用料 (円)
(略)	
51人～100人	9,000

(ウ) 一般家庭と業務用の併設の場合は、それぞれに算定した使用料を合算する。

(エ) 地区公民館使用料 (月額)

(略)

別紙（改正後全文）

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。
- (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

4. 交付の決定について

- (1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。

5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、様式第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて大臣に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 第11項に定める年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了実績報告書の写しを(1)の完了予定期日変更報告書として取り扱うものとする。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。

6. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 交付金交付申請書様式第1
- (2) 交付金交付申請報告書様式第2
- (3) 交付金交付決定変更申請書様式第3
- (4) 交付金交付決定変更申請報告書様式第4
- (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書様式第5
- (6) 交付金中止（廃止）承認申請書様式第6
- (7) 交付金事業実績報告書様式第7
- (8) 交付金事業年度終了実績報告書様式第8
- (9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書様式第9
- (10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書様式第10

7. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び別表2の第I欄及び第II欄並びに別表3及び別表4の第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定め

ている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び別表2の第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び別表4の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

- | | |
|-------------------------|------|
| 8. 交付金の中止又は廃止について | <省略> |
| 9. 交付金事業事務の標準的処理期間 | <省略> |
| 10. 状況報告等 | <省略> |
| 11. 実績報告 | <省略> |
| 12. 交付金の額の確定等 | <省略> |
| 13. 交付金の支払 | <省略> |
| 14. 交付決定の取消し等 | <省略> |
| 15. 事後評価 | <省略> |
| 16. その他 | <省略> |
| 17. 交付の対象となる事業の細目基準 | <省略> |
| 18. 交付対象事業の範囲 | <省略> |
| 19. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲 | <省略> |

附則

1. 本要領は、平成28年4月1日に施行し、平成28年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 交付要綱別表1の第2項のエネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る交付率を1/2とする措置は、平成30年度までの時限措置とする。
3. 交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。

4. 交付要綱別表1の第5項の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度以前に着工し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度以前に実施している場合に限ることとする。
5. 交付要綱別表1の第10項の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）は、北海道、沖縄県、離島地域及び奄美群島以外のごみ焼却施設については、平成26年度以前に着手し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限ることとする。

[改正前]

別表 4

1 区分	2 基準額	3 対象経費	
浄化槽	(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。) 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。) 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
	(1) 5人槽		837×基数
	(2) 6～7人槽		1,043×基数
	(3) 8～10人槽		1,375×基数
	(4) 11～15人槽		2,039×基数
	(5) 16～20人槽		2,786×基数
	(6) 21～25人槽		3,332×基数
	(7) 26～30人槽		4,066×基数
	(8) 31～40人槽		4,521×基数
	(9) 41～50人槽		5,737×基数
	(10) 51～100人槽		環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数
	(11) 事務費		(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内
	(12) 調査費		浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)
(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。) 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 1,080×基数 1,212×基数 1,482×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。) 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。) 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
	(1) 5人槽		1,020×基数
	(2) 6～7人槽		1,134×基数
	(3) 8～10人槽		1,380×基数
	(4) 11～15人槽		2,139×基数
	(5) 16～20人槽		3,288×基数
	(6) 21～25人槽		4,140×基数
	(7) 26～30人槽		4,812×基数
	(8) 31～40人槽		5,592×基数
	(9) 41～50人槽		6,441×基数
	(10) 51～100人槽		環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数
	(11) 事務費		(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内
	(12) 調査費		浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)
(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。) 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 1,080×基数 1,212×基数 1,482×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。) 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。) 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
	(1) 5人槽		1,020×基数
	(2) 6～7人槽		1,134×基数
	(3) 8～10人槽		1,380×基数
	(4) 11～15人槽		2,139×基数
	(5) 16～20人槽		3,288×基数
	(6) 21～25人槽		4,140×基数
	(7) 26～30人槽		4,812×基数
	(8) 31～40人槽		5,592×基数
	(9) 41～50人槽		6,441×基数
	(10) 51～100人槽		環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数
	(11) 事務費		(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内
	(12) 調査費		浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)
(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。) 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		

[改正後]

別表 4

1 区分	2 基準額	3 対象経費																																				
浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 5人槽</td> <td style="width: 30%;">837×基数</td> <td style="width: 30%;">882×基数</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>1,043×基数</td> <td>1,104×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>1,375×基数</td> <td>1,495×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽</td> <td>2,039×基数</td> <td>2,191×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽</td> <td>2,786×基数</td> <td>2,937×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽</td> <td>3,332×基数</td> <td>3,491×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽</td> <td>4,066×基数</td> <td>4,271×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽</td> <td>4,521×基数</td> <td>4,743×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽</td> <td>5,737×基数</td> <td>5,993×基数</td> <td></td> </tr> </table> <p>(10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)</p> <p>(13) 計画策定調査 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽整備のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)</p> <p style="text-align: center;">基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	(1) 5人槽	837×基数	882×基数		(2) 6～7人槽	1,043×基数	1,104×基数		(3) 8～10人槽	1,375×基数	1,495×基数		(4) 11～15人槽	2,039×基数	2,191×基数		(5) 16～20人槽	2,786×基数	2,937×基数		(6) 21～25人槽	3,332×基数	3,491×基数		(7) 26～30人槽	4,066×基数	4,271×基数		(8) 31～40人槽	4,521×基数	4,743×基数		(9) 41～50人槽	5,737×基数	5,993×基数		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費</p>
(1) 5人槽	837×基数	882×基数																																				
(2) 6～7人槽	1,043×基数	1,104×基数																																				
(3) 8～10人槽	1,375×基数	1,495×基数																																				
(4) 11～15人槽	2,039×基数	2,191×基数																																				
(5) 16～20人槽	2,786×基数	2,937×基数																																				
(6) 21～25人槽	3,332×基数	3,491×基数																																				
(7) 26～30人槽	4,066×基数	4,271×基数																																				
(8) 31～40人槽	4,521×基数	4,743×基数																																				
(9) 41～50人槽	5,737×基数	5,993×基数																																				
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 5人槽</td> <td style="width: 30%;">1,020×基数</td> <td style="width: 30%;">1,080×基数</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>1,134×基数</td> <td>1,212×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>1,380×基数</td> <td>1,482×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽</td> <td>2,139×基数</td> <td>2,289×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽</td> <td>3,288×基数</td> <td>3,477×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽</td> <td>4,140×基数</td> <td>4,356×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽</td> <td>4,812×基数</td> <td>5,049×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽</td> <td>5,592×基数</td> <td>5,856×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽</td> <td>6,441×基数</td> <td>6,729×基数</td> <td></td> </tr> </table> <p>(10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)</p> <p>(13) 計画策定調査 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、</p>	(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数		(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数		(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数		(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数		(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数		(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数		(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数		(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数		(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費</p>
(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数																																				
(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数																																				
(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数																																				
(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数																																				
(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数																																				
(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数																																				
(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数																																				
(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数																																				
(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数																																				
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 5人槽</td> <td style="width: 30%;">1,020×基数</td> <td style="width: 30%;">1,080×基数</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>1,134×基数</td> <td>1,212×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>1,380×基数</td> <td>1,482×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽</td> <td>2,139×基数</td> <td>2,289×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽</td> <td>3,288×基数</td> <td>3,477×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽</td> <td>4,140×基数</td> <td>4,356×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽</td> <td>4,812×基数</td> <td>5,049×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽</td> <td>5,592×基数</td> <td>5,856×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽</td> <td>6,441×基数</td> <td>6,729×基数</td> <td></td> </tr> </table> <p>(10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)</p> <p>(13) 計画策定調査 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、</p>	(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数		(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数		(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数		(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数		(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数		(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数		(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数		(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数		(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費</p>
(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数																																				
(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数																																				
(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数																																				
(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数																																				
(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数																																				
(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数																																				
(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数																																				
(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数																																				
(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数																																				